

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、コーポレート・ガバナンス体制の強化が、経営活動の基本となるものであり、企業価値の向上の根底になるものと認識しております。このため、経営の透明性向上とコンプライアンス重視を徹底し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努め、株主、顧客、地域社会、従業員等の全てのステークホルダーにとって、価値ある企業になることを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1 - 3 資本政策の基本的な方針】

当社は、資本政策の基本的な方針を定めておりませんが、継続的な事業の拡大を通じて企業価値の向上を目指しております。目標とする経営指標としては、事業の規模、成長性及び企業の収益力を表す各項目を重視しております。特に事業規模の拡大、成長性を重視する指標として売上高成長率20%、収益性を重視する指標として営業利益率10%を目標としております。

また、当社は、株主の皆様に対する株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しております。配当政策につきましては、企業の成長性と収益性を両立させる事業方針の下、研究開発と広告宣伝に対する積極的な投資を拡大させながら、株主の皆様に対する還元策として安定した配当等を積極的に充実していくことを基本方針としております。

【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

現在、当社における株式保有比率は、国内個人の投資家が多数を占めているため、英語での情報の開示は行っておりません。今後、機関投資家および海外投資家の株式保有比率の推移を踏まえ、検討を進めてまいります。

【補充原則3 - 2 外部会計監査人】

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補評価の明確な基準は定めておりません。

なお、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況を通じて、独立性の有無について確認を行っており、現在の外部会計監査人である海南監査法人は、独立性・専門性ともに問題ないと認識しております。

【補充原則4 - 1 後継者計画】

当社は、後継者計画を定めておりませんが、経営幹部候補者を計画的に育成していくことが、中長期的な企業成長に不可欠であるものと認識しております。経営幹部候補者については、社内の多様な業務の経験、知識、スキルの習得を得る機会を設けるなどして、その育成につとめております。

後継者については、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名報酬委員会において候補者を審議し、取締役会で選任することとしております。

今後、後継者計画も含めた選解任プロセスのさらなる整備について、指名報酬委員会及び取締役会で検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 3 、4 - 3 CEOの選解任】

取締役会は、最高経営責任者(代表取締役社長)の選任および解任に当たって、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会への諮問を行います。

指名報酬委員会は、最高経営責任者の選任に当たり同職位に求められる資質を総合的に検討し、また解任に当たっては、最高経営責任者としての業績について会社業績等を踏まえ定期的に評価するなど、十分に審議した結果を取締役に答申いたします。取締役会はその答申を尊重することで、客観性・適時性・透明性ある決定手続の確立に努めてまいります。

なお、経営陣幹部の選解任については、最高経営責任者の場合と同様、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役会で決定いたします。

【補充原則4 - 8 独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有】

当社は、独立社外者のみを構成員とする会合を設けておりません。

独立役員は、それぞれ卓越した知見を有しており、「独立社外者のみを構成員とする会合」の有無に拘らず、現状の取締役会における議論においても、それぞれの独立した立場から、積極的に参加、貢献しております。

独立役員への認識共有は、取締役会担当部門による会議資料の事前配布や重要議案の事前説明等により共有は十分に図られていると考えます。また、日常における独立役員同士の情報交換等を妨げるものはございません。

【補充原則4 - 8 筆頭独立社外取締役】

社外取締役はそれぞれの分野で豊富な経験と高い専門知識を有しているため、社外取締役の間で序列や筆頭者への依存意識が高まることは、独立した立場からの意見の阻害要因になる可能性があると考えております。意見を統一することなく、それぞれの異なった知識と経験から持ち味を発揮することで有益な意見が引き出されるものと考えておりますので、筆頭社外取締役は定めておりません。

【補充原則4 - 11 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定めておりません。

当社の取締役会は、独立社外取締役3名を含む計8名の取締役に構成されており、適正な規模であると考えております。取締役の選任については、指名報酬委員会が、知識・経験・能力のバランス及び多様性を考慮し取締役会へ答申をしております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

取締役会の機能の向上については、社外取締役および社外監査役を中心に議論を行い、実効性を高めるようにしております。取締役会の実効性についての分析・評価・開示については、具体的な手法と合わせて、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社では、十分な知識・能力を有し、かつ職責を全うできると判断したうえで各取締役の人選を行い、株主総会で承認を頂いております。変化する情勢・法令等に対応するため、適宜、有識者による説明会や勉強会への参加は行っているものの、トレーニングの方針として明確に定めたものは無く、今後必要に応じ整備することを検討してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、企業価値向上を図る目的で、研究開発及び通信販売事業への積極的な先行投資を行っております。資本コストは的確に把握しているものの、将来の成長に向けた基盤づくりに注力していること及び資本コストを大きく上回るリターンを達成していることから、明確な資本コストを示しての収益計画や資本政策の公表を行っておりません。

資本コストを示した中長期における経営計画の開示につきましては、投資家との建設的な対話において公表が必要であると判断した段階で、開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有株式の縮減に関する方針

高齢化社会の進展による人口構造の変化で、健康及び美容市場は拡大を続けております。これらの市場において、当社は、研究・開発した機能性食品素材を食品メーカー等の取引先へ販売しております。さらに、当社の素材を配合した健康食品及び化粧品等を、通信販売チャネルを通じて消費者の方に直接販売しております。

当社は、これら食品、化粧品等の販売による事業拡大に加え、新たな健康関連領域での新規事業を育成することで、中長期的な収益基盤を構築することができるものと考えております。

そのため、次に定める事項を踏まえ、株式に保有の意義が認められない場合は、株式を保有しないこととしております。

- ・ナショナルブランドとの取引を行うことで、当社製品の認知度及び信頼度の向上につながるものであるか
- ・販売網の強化、製造設備の共同利用、技術力の活用など事業上のシナジーがあり、中長期的に企業価値の向上につながるものであるか
- ・当社の財務の健全性に悪影響を与えるものでないか
- ・保有比率、取得額が合理的に必要な範囲を超えていないか

(2) 保有目的の検証

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容につきましては、3ヶ月毎に保有先企業との取引状況及び保有先企業の財政状態、経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、上記検討事項を踏まえ保有目的が適切であるか、保有に伴うリターンやリスクを踏まえて、定期的に検討を行っております。なお、取締役会における検証の結果、個別銘柄について保有の妥当性があることを確認しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引についての適切な手続の枠組み】

当社は、「関連当事者取引管理規程」を定め、役員又は主要株主との取引に関しては、そうした取引が株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないようにしております。具体的には関連当事者取引リストおよび関連当事者調査回答書をもとに取引を把握し、取締役会へ適宜報告する体制をとっております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の福利厚生の一環として、中小企業退職金共済に加入しております。当社はアセットオーナーとして企業年金の積立て等の運用に関与してはおりませんが、従業員に対して、個人型確定拠出年金など資産運用に関する教育研修の実施等を行うことを検討してまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社経営理念、経営戦略及び経営計画につきましては、当社ホームページにて公表しております。

<https://www.pharmafoods.co.jp/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び監査役報酬等の決定に関する方針については有価証券報告書等にて開示しております。

取締役の報酬額の算定に当たっては、その透明性及び客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、取締役会で決定しております。なお、監査役報酬は監査役会の決議により決定しております。

(4) 取締役会が経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任・解任については、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを重視し、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、取締役会の審議を基に候補者を選定しております。また、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の指名報酬委員会での諮問を経ることで、当該決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

監査役は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有しているものを監査役会が検討し、同意したうえで、取締役会において候補者を選定しております。

取締役、監査役職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合には、リスク・コンプライアンス委員会での協議を経て、取締役会でその処分を決定いたします。なお、取締役の解任については、取締役会が指名報酬委員会への諮問を行い、同委員会が答申を行い、取締役会でその処分を決定いたします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役の選任にあたっては、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会が答申を行い、取締役会において株主総会付議案として決議し、株主総会に付議しております。

監査役の選任にあたっては、監査役会の承認を得たうえで、取締役会で決議し、株主総会に付議しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規則」において定めております。

それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長以下の経営陣に委任しており、その内容は、職務権限規程や稟議規程において明確に定めております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を3名選任しております。現在の取締役の総数8名における、独立社外取締役の割合は37.5%となり、独立社外取締役による客観的かつ独立的な立場からの意見を会社経営に取り入れることのできる体制となっております。上記に加え、監査役は、社内2名、社外2名で構成されていることから社外役員は合計で5名であり、取締役会における独立性を更に高める体制となっております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性を担保した候補者を選定するようしております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】

社内取締役については、指名委員会の答申を踏まえ、営業、財務・経理及びリスク管理等に精通した役員を選任する方針としております。社内取締役は、当社の各部門経験者から、バランス良く、担当業務、知識、経験、能力等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成しております。また社外取締役は、社内出身者とは異なる職歴や経験、専門的な知識等を有し、中立的・客観的な立場からの監督・助言ができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるという観点から適切な者を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役・監査役には、他の上場会社の役員を兼務しているものもありますが、その数は合理的な範囲にとどまっております。また、当社は社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、事前に当社の取締役会の承認を得ることとしております。さらに、当社は毎年、全取締役及び監査役の兼任状況について確認した上で、その結果を取締役及び監査役の選任議案に係る株主総会参考書類、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、金融商品取引法等関係法令を遵守し、当該関係法令に基づいて会社情報の開示を行い、また、法令等に定めのない情報についても、当社の企業価値に大きな影響を与える情報やステークホルダーに有用と考えられる情報を、積極的かつ公正に開示することを基本方針としております。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主からの対話(面談)の申し込みにについては、前向きに対応しております。また個別面談以外にも、第2四半期と本決算発表後に、機関投資家向け説明会を実施しております。株主との建設的な対話を促進するための方針は以下の通りとなっております。

- ・ 管理部担当取締役をIR担当役員として指名しております。
- ・ 決算説明会及び個別面談に利用する資料等のIRツールについて、管理部経営企画課を中心に、管理部経理課及び社長室が相互に連携し、当社の経営方針及び経営成績への理解が深まるよう充実に努めております。
- ・ 管理部経営企画課にて、決算説明会を定期的の実施しております。
- ・ 決算説明会や面談等で把握された株主の質問・意見は管理部経営企画課にて取り纏められ、IR担当役員である管理部担当取締役に報告がなされております。また、必要に応じて取締役会において共有されております。
- ・ 「内部者取引管理規程」が制定されており、この規程に則り、適切な情報管理体制を構築しております。また、「FDルール対応マニュアル」を定め、投資者に対して公平な情報開示を行うことで、株主との積極的な対話を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
--	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
金 武祚	3,348,300	11.52
江崎グリコ株式会社	732,000	2.51
益田 和二郎	698,300	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	662,300	2.27
金 英一	649,000	2.23
金 千尋	509,100	1.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	493,400	1.69
益田 美玲	483,300	1.66
BoiA証券株式会社	426,049	1.46
三菱商事株式会社	400,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	7月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐村 信哉	他の会社の出身者													
山根 哲郎	他の会社の出身者													
上田 太郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐村 信哉			株式会社ニッセンホールディングス及び株式会社ニッセンにおいて、長年にわたり通信販売事業の業務を中心に携わっており、外部の視点を持って当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、選任しているものであります。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

山根 哲郎		医師としての豊富な経験と幅広い見識を有されること及び松下記念病院の院長として長年にわたり病院運営に携わっていたことから、多様な視点から当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、選任しているものであります。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
上田 太郎		小林製薬株式会社において、長年にわたり商品開発及びマーケティングを中心に携わっており、その豊富な知識と経験に基づき、当社の商品開発に関するアドバイスをいただくとともに、外部の視点を持って当社経営への助言及び監督機能が期待できるため、選任しているものであります。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客観性および透明性を確保することにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図るため、取締役会が任意に設置する委員会として、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、その過半数が社外取締役の委員3名で構成されております。

また、当社は、委員会の趣旨に鑑み、当該委員長に「独立社外取締役」の佐村信哉を任命しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・内部監査と監査役監査との連携状況

内部監査部門は、定例の監査役会終了後、常勤監査役及び社外監査役と内部監査結果及び内部統制についての意見交換を行っており、当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上を図っております。

・内部監査と会計監査との連携状況

内部監査部門は、内部監査計画及び内部監査の進捗状況について、期末監査及び四半期会計監査レビュー時に会計監査人に報告し、意見交換を実施しております。

・監査役監査と会計監査の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査および内部統制監査の手続きおよび結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しております。常勤監査役は、四半期会計監査レビュー時に会計監査人との定期会合を開催し(当事業年度は6回実施)、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告を受け、情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査および内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行っております。

・監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末及び必要に応じて報告の場を設け、監査役、会計監査人、内部監査部門は監査結果及び内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。また、社外取締役及び社外監査役についても、必要に応じ報告会への出席を要請しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
辻本 真也	税理士														
八田 信男	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻本 真也			税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務・会計の専門家として外部の視点をもって、当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、選任しているものであります。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
八田 信男			ローム株式会社において長年にわたり海外営業本部及び管理本部にて本部長を務めており、その豊富な知識と経験に基づくアドバイスをいただくとともに、当社経営への助言及び監督機能を発揮していただくため、選任しているものであります。 同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立社外役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

c. 業績連動型株式報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、次の二種類の譲渡制限株式を付与する。

・直前事業年度の業績目標の達成時のみ、付与決定され、一定期間継続して当社の取締役の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される譲渡制限付株式(譲渡制限期間を3年以上とする)を、毎年、当該事業年度の終了後の一定の時期に付与する。

・中期経営計画の業績目標の達成度合等によって譲渡制限を解除する株式の数が決定される譲渡制限株式(譲渡制限期間を3年以上とする)を、当該中期経営計画の初年度開始後の一定の時期に付与する。

業績目標の達成率が80%~120%の範囲内であった場合に解除される譲渡制限付株式の数が変動するものとし、達成率が120%以上のときは、全部の譲渡制限を解除し、達成率が80%以上120%未満のときは、達成率に応じた割合の譲渡制限を解除し、達成率が80%未満のときは、譲渡制限が解除されず本割当株式の全部を無償取得する。

これら二種類の譲渡制限株式として付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定し、目標値とする業績指標等は中期経営計画と整合するよう設定するものとする。

d. 基本報酬の額、業績連動型株式報酬の額、取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を60%、業績連動型株式報酬を40%とする。

ストックオプションの付与対象者

従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。付与対象者及び付与数は、在籍期間、業績への貢献度や将来の期待を総合的に勘案した上で、決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

招集通知においては、次のように開示しております。

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

・役員報酬

取締役に支払った報酬166百万円(内、社外取締役8百万円)

監査役に支払った報酬15百万円(内、社外監査役2百万円)

使用人兼務役員の使用人給与はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

全ての取締役報酬の具体的配分方法は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

当社は取締役の報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役 佐村信哉を委員長とし、代表取締役社長 金武祚、社外取締役 山根哲郎で構成されております。なお、各委員は、自己の報酬額の決定については、当事者に該当するため議決権を行使していません。

取締役各個人に支給する報酬等の額は、指名報酬委員会を構成する各委員の評価を経て、指名報酬委員会が報酬額案として取締役会に答申、取締役会で決議し決定いたします。

なお、監査役の報酬等の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定する方針としております。また、監査役については、独立性の確保の観点から、基本報酬のみとする方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への連絡は管理部が担当し、取締役会議案の連絡、案内等を行っております。

社外取締役・社外監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び各部部长等から営業・開発等の報告を受け、また、社内監査役と協力して、重要書類の閲覧等を行い、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監視しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会を随時開催可能な体制としており、機動的かつ十分な審議を行い、経営の意思決定を行っております。監査体制では、監査役会制度を採用し、監査役による取締役会等の重要な会議への出席・意見の発言等を行うことにより、取締役の職務遂行に対する監視を行っております。会社の機関及び体制の概要は以下の通りです。

(1) 取締役会

取締役会は、2021年10月31日現在8名(内、社外取締役3名)の取締役で構成されております。定期的な取締役会は毎月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、監査役4名も出席し取締役の職務遂行を監視しております。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

(2) 監査役会

当社は、監査役会を設置しております。監査役会は2021年10月31日現在4名(内、社外監査役2名)で構成し、定期的な監査役会は毎月1回開催しており、透明性を確保するとともに、当社の経営に対する監視、監査機能を果たしております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び各部部长等から営業・開発等の報告を受け、また、各部での実地調査、重要書類の閲覧等を行い、業務監査並びに会計監査について取締役の職務遂行を監視する体制を整えております。

(3) 幹部会

代表取締役1名、業務執行取締役4名、常勤監査役2名及び各事業部部长7名が出席し、毎週1回幹部会を開催しております。また、必要に応じて社外取締役1名が出席しております。業務遂行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制が実施できる体制を整えております。

(4) 指名報酬委員会

取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保しております。

(5) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程いたします。

(6) 内部監査

当社では、当社および関係会社の全部門に対して内部監査を実施しており、各部門の業務執行が諸法令・定款及び社内規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを監査しております。

なお、内部監査は社長室が策定した計画に基づき、社長室2名と管理部による支援体制により実施し、監査の結果については代表取締役社長及び監査役に報告されております。

(7) 会計監査

会計監査は、海南監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の論点については随時確認を行い適正な会計処理に務めるとともに、適正な会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化が、経営活動の基本となるものであり、企業価値の向上の根底になるものと認識しており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

また、社外役員による経営チェックが有益であるとの観点から、社外取締役3名及び社外監査役2名体制としております。

監査役会設置会社を選択した理由は、監査等委員会設置会社が内部統制組織に依拠した間接的な監査を想定していることに対し、監査役会設置会社は、独任制であることから、経営に対するより強固な監視・監督機能の客観性並びに中立性を確保できると判断しているためであります。

このため、当社は監査等委員設置会社ではなく、監査役会設置会社を選択することにより、外部からの信頼性がより一層高いコーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることが可能になると考えております。また、監査等委員会設置会社では、会社法上常勤者の設置が必須でないのに対し、当社は当社業務を熟知した常勤監査役が細部に亘る日常監査を実施しております。また、それぞれの専門知見を有する社外監査役との役割分担、取締役会の構成員たる社外取締役3名との適切なコミュニケーションにより、監査等委員会と比しても高いガバナンス体制が構築できていると考えております。

また、コーポレート・ガバナンスをさらに強化するため、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬委員会」を設置しております。取締役等の指名、報酬及び後継者計画等の決定プロセスにおいて、主に社外取締役の関与及び助言の機会を適切に確保することにより、客観性、公平性及び透明性を強化しております。

社外役員の監査・監督機能を確保しつつ、経営の機動性の確保等、迅速な意思決定を行うことが重要であるとの観点から、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日から3週間前の発送を行っており、招集通知の早期発送に努めております。2021年10月20日開催の定時株主総会招集通知は、2021年9月29日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	決算月を7月とすることにより大多数の会社が株主総会を開催する時期と違えることで、集中日を回避するように努めております。第24期定時株主総会は、2021年10月20日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことにより、電磁的方法による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	実施
その他	招集通知を東証TDnet及び当社ホームページで、発送日前に開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社WEBサイトのIR情報ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 https://www.pharmafoods.co.jp/ir/policy	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回の機関投資家向け説明会の開催しております。2021年7月期の決算説明会は、2021年9月21日に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書などの掲載を行っております。 https://www.pharmafoods.co.jp/ir/library	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:専務取締役管理部担当 益田 和二行 IR担当部署:管理部経営企画課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、コンプライアンス基本規定において、法令等はもちろん、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識を持って行動することを定めており、全従業員に対し継続的に周知・徹底を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、毎年8月16日の京都の伝統行事である五山の送り火の際、眺望が良い京都本社社屋を周辺住民の方に開放し、地域文化の振興を通じて、地域社会への貢献に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める規則を遵守し、情報提供に努めます。

その他

当社は、年齢、性別、国籍等にとらわれることなく、意欲、実力を評価し、育成を行い、強固な組織体制の構築を目指しております。2021年10月31日現在で、女性役員1名、女性管理職10名が就任しております。また、中国、韓国、インドネシア、ルーマニア、インド、バングラデシュ、タイ、ウズベキスタンの国籍の従業員が在籍しており、様々な価値観が、成長を確保する上での強みであると認識しております。

当社独自の妊娠、出産、育児に関する従業員のフォローアップ制度として、検診特別休暇、フレックスタイム労働時間制、保育手当、育児特別休暇等を導入しており、自然と女性が活躍できる環境を実現しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守(コンプライアンス)を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づけております。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、管理部担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程いたします。
- ・ 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を管理部総務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士としております。
- ・ 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査しております。
- ・ 内部監査部門である社長室は社長直轄として、当社および関係会社の全部門に対して、各部門の業務執行が諸法令・定款及び社内規程に準拠し、効率的かつ妥当であるか否かを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。
- ・ 取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。
- ・ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保しております。
- ・ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程により適切に作成・保存しております。
- ・ 取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部署を通じてこれに応じております。

(c) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ・ 資金の投資・運用による損失に対しては、「資金運用管理規程」を整備し、危機の管理に努めております。
- ・ 研究開発による損失に対しては、「研究開発管理規程」を整備し、危機の管理に努めております。

(d) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、半数以上が独立社外取締役で構成される任意の指名報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を担保しております。
- ・ 定時取締役会を毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ・ 取締役及び各部署長が出席し、毎週1回幹部会を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、各部の運営状況等の確認や相互牽制を図っております。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守(コンプライアンス)を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づけております。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、管理部担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上にかかる基本的意思決定のための方針を審議し、取締役会又は監査役会に上程いたします。
- ・ 当社のコンプライアンスに関する通報窓口は、社内窓口を管理部総務課及び常勤監査役とし、社外窓口を顧問弁護士としております。
- ・ 内部監査部門である社長室は社長直轄として、当社および関係会社の全部門に対して、各部門の業務執行が諸法令・定款及び社内規程に準拠し、効率的かつ妥当であるか否かを検証し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

(f) 当該株式会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の内部統制に関する体制は、子会社等も含めたグループ全体を対象としております。
- ・ 当社は子会社の経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を整備し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理及び子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行っております。
- ・ 子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行っております。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができます。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保しております。
- ・ 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保しております。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及びグループ全体に重大な影響を及ぼす事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告いたします。
- ・ 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けております。
- ・ 当社は、監査役が取締役、使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人と常時情報交換を行う体制を整えております。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、内部監査人、会計監査人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的に開催しております。
- ・ 監査役は、監査役相互の連携を図るため、監査役会を毎月1回以上開催しております。

(j) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。
- ・ 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努めております。

- ・ 内部統制担当者は、内部統制の不備に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告しております。また、併せて監査役へ報告しております。
- ・ 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査役へ報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、社内体制としてはコンプライアンス及びリスク管理に係る会議体として「コンプライアンス基本規程第9条」にリスク・コンプライアンス委員会の設置を定めております。また、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は管理部総務課(管理部部長及び課員5名)とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力からの不当要求に対する対応マニュアル」を整備しております。

各取引先との取引開始にあたっては、「反社会的勢力調査規程」に基づき、所定の調査を行うことで反社会的勢力との取引の防止に努めており、契約時においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、京都府暴力追放運動推進センターに加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。当社における不当要求防止責任者(管理部部長)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制が構築されております。

反社会的勢力に関する対応及びトラブルが発生した場合の対応を統括する部門を管理部、管理責任者を管理部管掌役員としております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合及びそのおそれがある場合には、速やかに対応部署(管理部総務課)へ報告を行い、必要に応じて指示を仰ぐこととしております。

管理部総務課では、所轄警察、顧問弁護士等の外部の専門機関と綿密な連携関係を取りながらコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、「反社会的勢力からの不当要求に対する対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力へは毅然とした対応を行ってまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

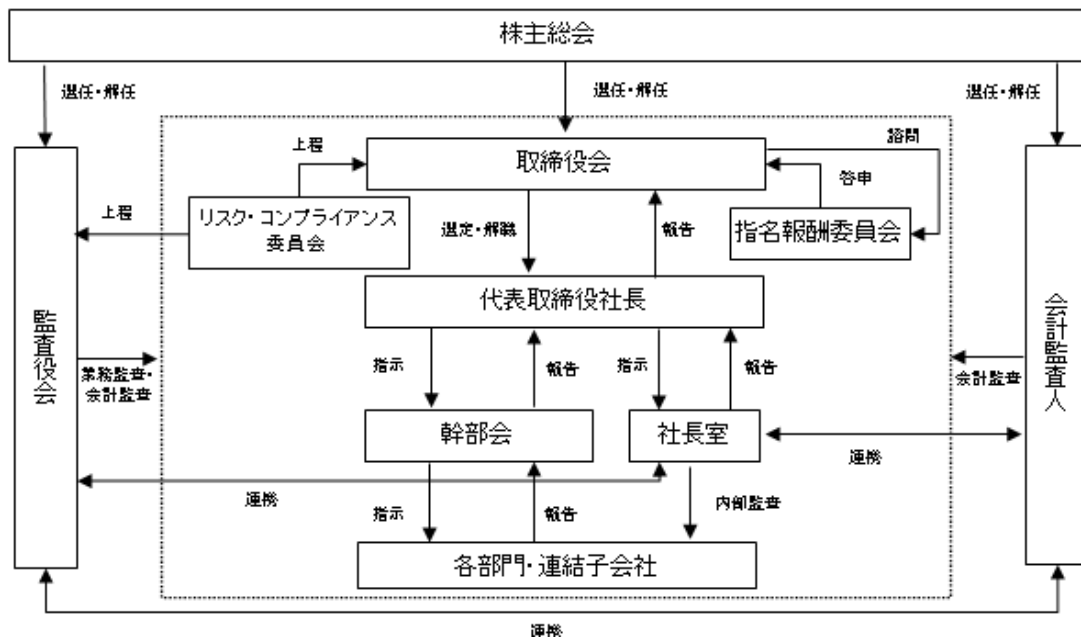
なし

該当項目に関する補足説明

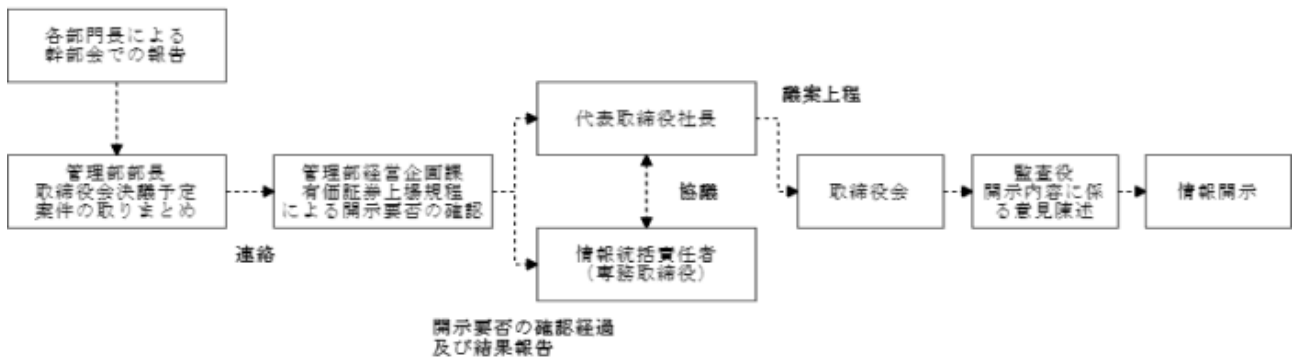
コーポレート・ガバナンス、適時開示体制の充実を行いつつ、株主価値重視の経営を実践し、企業価値の向上を図ることで、買収防衛に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

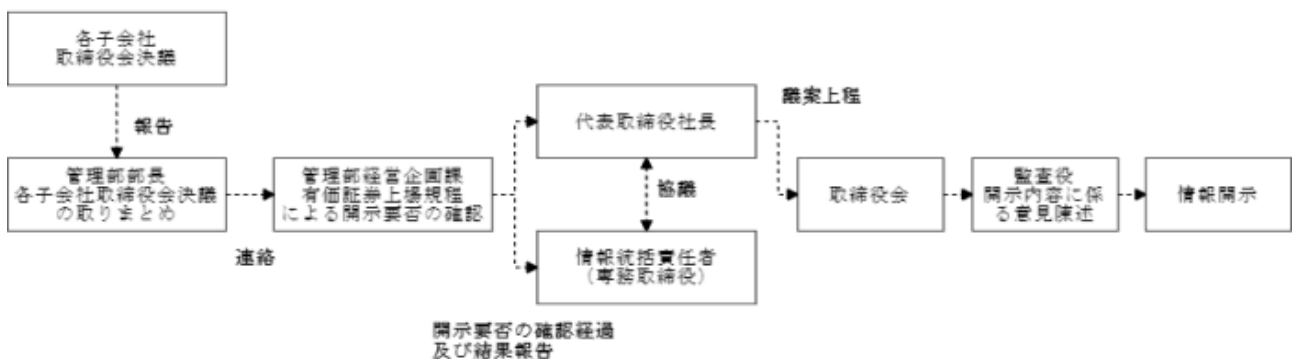
情報管理部門の拡充、内部監査部門の強化を図るとともに、相互牽制の体制を構築してまいります。



< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 子会社の決定事実に関する情報 >



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

